

当座勘定規定（一般用） 新旧対照表（専用約束手形用・パーソナル当座用を含む）

改 定 後	改 定 前
第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。
第7条（手形、小切手の支払等） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年12月31日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>	第7条（手形、小切手の支払等） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
第8条（手形、小切手用紙） （1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年12月31日までに振り出してください。</u> （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年12月31日までに振り出された手形であることを</u>確認してください。 （3）、（4）省略 （5）<u>払戻請求書の交付</u>請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。	第8条（手形、小切手用紙） （1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 （3）、（4）省略 （5）<u>手形用紙、小切手用紙の請求</u>があった場合には、必要と認められる枚数を<u>実費</u>で交付します。

第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （１）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年12月31日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> （２）省略	第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （１）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 （２）省略
第19条（線引小切手の取扱い） （１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年12月31日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u>	第19条（線引小切手の取扱い） （１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。

小切手用法 新旧対照表

改 定 後	改 定 前
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、2026年12月31日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>	2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<u>なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。</u>
8. 削除	<u>8. 小切手用紙は、当金庫所定の受取証に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u>

約束手形用法 新旧対照表

改 定 後	改 定 前
3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。	3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。
8. 削除	8. 手形用紙は、当金庫所定の受取証に記名なつ印（お届け印）のうえ <u>請求してください。</u>

為替手形用法 新旧対照表

改 定 後	改 定 前
4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。	4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。
10. （削除）	10. 手形用紙は、当金庫所定の受取証に記名なつ印（お届け印）のうえ <u>請求してください。</u>

普通預金規定 新旧対照表

改 定 後	改 定 前
第2条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	第2条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

貯蓄預金規定 新旧対照表

改 定 後	改 定 前
第2条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	第2条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

納税準備預金規定 新旧対照表

改 定 後	改 定 前
第2条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	第2条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

通知預金規定 新旧対照表

改 定 後	改 定 前
第3条（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	第3条（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

定期預金共通規定 新旧対照表

改 定 後	改 定 前
第2条（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	第2条（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

定期積金規定 新旧対照表

改 定 後	改 定 前
第2条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	第2条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。